

1 本校の方針

(1) いじめを許さない学校づくり

- お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にできる児童を育成するために、全教育活動を通して、人権教育を推進し、人権尊重の精神を培います。
- 「いじめは人として許されない」「絶対に許さない」を合言葉とし、学校生活を送ることのできる児童を育成するために、豊かな情操や道徳心、お互いの人権を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。
- 一人一人がかけがえのない存在であることを理解し、自分を大切にし、他人も同様に大切にす
る心情を育成します。全員に自己肯定感、自尊感情を抱かせる努力を続けます。

(2) 方針の具現化に向けて

- 本校は、いじめを絶対に許さない、起こさない学校づくりを推進し、全教職員と児童・家庭・地域との連携を図っていきます。また、学級や学年、学校を児童にとって安心できる場所にしていきます。そのために、担任はもちろん、学年、学校の教員が同じ気持ちで児童に接し、心を大事にする教育を遂行していきます。さらに、学ぶ喜びを味わい、学校の中で自分の存在の尊さを感じ取ることができるような授業を行っていきます。学習の中では、児童同士の関わり合いの場を多くもち、人と人とのつながり、コミュニケーションの大切さを味わえる努力をしていきます。
- 児童が教師を含めた周囲の大人に対して、自分の夢を語ったり、悩みを打ち明けたりすることのできるような環境づくりを目指します。校内で、児童をより幸せにするために、教師同士で常に研鑽に励みます。

2 取組

(1) いじめ防止のための対策・・・早期発見迅速な対応

①「学校いじめ対策委員会（以下、「委員会」とする。）」の設置

- 構成メンバー：校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、関係児童の担任

②委員会の役割

○事実の確認

教職員、児童、保護者、地域など関係者から「学校いじめ対策委員会」に情報を集め、いじめの事実があるかどうかを確認します。

○支援体制の構築

委員会でいじめ解決のために適した指導・支援体制を組みます。その際、教職員で役割を分担し、組織的に取り組みます。

○児童への指導、支援

いじめられた（または、いじめられている）児童にとって信頼できる人と連携し、支援の体制を整えます。

いじめた児童には、いじめは「人格を傷つける行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。また、いじめる側の不満や不安を聞き、それらを取り除けるよう、心のケアをします。

いじめを見ていた児童には、傍観者であることも「いじめ」であるということを教え、自分の問題であると捉えさせるとともに、「見て見ぬふりをしない。」などの強い心をもつように伝えます。

○保護者との連携

いじめられた児童といじめた児童の家庭へ連絡し、必要に応じて訪問等を担任が行い、事実関係を伝えるに今後の学校の指導方針について話し合います。また、その後の心のケアの方法について、保護者の思いを取り入れながら考えていきます。

(2) 関係機関との連携

教育委員会・児童相談所・子ども家庭支援センター等と連携し、解決向け取り組んでいきます。

○事実関係をできるだけ明確にします。

○事実に向き合い、調査資料の再分析や必要に応じた再調査をします。

○いじめを受けた児童とその保護者には、情報を適切に提供します。

(3) 担任に安心して相談できる環境づくり

日常の中での当たり前の活動を大切にし、充実を図っていきます。

○担任は、児童のことを誰よりも把握します。少しでもおかしいな、児童の変化に敏感になります。

○ガラス張りの学級づくりを行い、クラスの中で起きていることが、誰にでも見えるように努力します。また、保護者に対しても発信していく努力をします。

○様々な専門家を生かし、スクールカウンセラーやこども家庭支援センター、すくすくスクール等との連携を図っていきます。

○「いじめ防止プログラム」等の資料を活用し、より良い対策を常に考えていきます。